

平成26年秋季 農作業標準賃金のお知らせ

国東市農業委員会において、平成26年秋季農作業標準賃金が下記のとおり設定されました。耕作条件等を考慮のうえ参考にしてください。

1. 農繁期賃金（実労8時間・賄いなし）

性別	平成26年秋季
男女共通	5,800円

2. 草刈り賃金（1時間当り）

作業別	平成26年秋季
草刈り（機械・燃料込）	1,200円

3. 耕耘料等（10アール当り）

作業別	平成26年秋季
畑地耕耘	6,300円
秋田耕耘（稲田）	7,400円
コンバイン（稲）	15,800円
コンバイン（大豆）	10,500円
バインダー（紐別）	7,800円
ハーベスター	7,800円
麦機械播種（稲田起し含む）	12,600円
麦機械播種（播種のみ）	5,300円
畔塗り機（1m当り）	65円

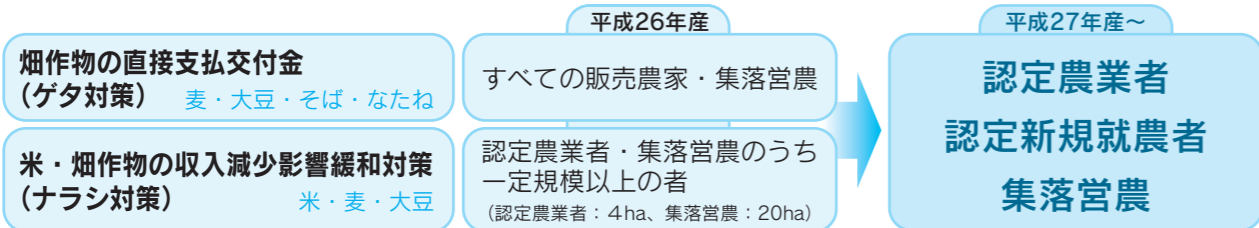
4. 乾燥等利用料金（出来高重量30kg当り）

水稲（普通期）	水分量（%） （持ち込み時）	平成26年秋季	
		平日	休日
籾すりのみ	15.0以下	360円	360円
乾燥籾すり 選別調整	15.1～20.0	630円	680円
	20.1～23.0	680円	730円
	23.1～26.0	730円	780円
	26.1以上	780円	840円

【問合せ先】 農業委員会事務局 ☎0978-72-5176

米・麦・大豆等の生産者のみなさんへ 平成27年度以降の交付対象者が変わります

現行の規模要件（認定農業者：4ha、集落営農：20ha）は廃止され、経営面積に関わりなく加入できるようになる一方、交付対象者は認定農業者、認定新規就農者、集落営農に限定されました。



米・麦・大豆等の生産者で上記の交付金を受ける場合には、認定農業者になる必要があります。認定申請される場合、年度末は大変込み合い認定が遅れる可能性がありますので早めの申請をお願いします。

【問合せ先】 国東市農業再生協議会 ☎0978-72-9050
農政課（国東市担い手育成総合支援協議会） ☎0978-72-5167

国東町深江区 宝くじ助成金で備品を整備

地域社会の健全な発展を目的とした宝くじ社会貢献広報事業のコミュニティ助成事業（財団法人自治総合センター）で、国東町深江区が防災備品を整備しました。

深江の花木英明区長は整備した備品を手に「地区内の広範囲に迅速・的確な防災情報を発信でき、高齢者が少しでも早く情報を収集して、備えができる」と話しています。

整備した備品（地域防災組織育成助成事業）

卓上型マイク・屋内用アンプ・屋外用ボックス
コンクリート柱・スピーカー



林業関係事業や有害鳥獣対策の要望相談を行います

林業関係事業や有害鳥獣被害防止対策事業の相談及び要望を受け付けます。事業要望については、平成27年度事業計画（当初予算）への参考資料とさせていただきます。

ただし、事業要件を満たされない場合、補助事業対象外となりますので詳細は、下記問い合わせ先でご確認ください。

【林業に関する事業】

乾しいたけ生産に関する事業

- 簡易作業路開設（原木の搬出や伐採等に必要作業路）
補助対象：幅員2.0m、延長100m以上
- 生産施設整備（乾しいたけ生産向上を目的とした施設整備）
補助対象：散水施設、人工ほだ場、ハウス、バックホウ、ユニック車等
- 新規参入生産施設整備（乾しいたけ生産参入5年未満の者）
補助対象：椎茸乾燥機、林内作業車、原木等の購入

治山・林道、林業作業道に関する事業

- 林業作業道等の舗装整備（45%補助）
- 土砂崩れ等、被害が予想される箇所の相談及び要望
- 森林間伐等の整備予定であり、林道・林業作業道がない箇所の相談及び要望

竹林整備に関する事業

- たけのこや竹林生産を目的とした竹林整備
- 荒廃竹林の伐採整備

緑化木に関する事業

- 地区・団体における集落・地区内における緑化整備（苗木補助）



【有害鳥獣被害防止対策に関する事業】

鳥獣被害防止を目的とした各種購入資材に対する補助。ただし、事前購入における事業要望については、補助対象外となります。

- 電気柵…設置延長が500m以上であること。補助率：資材購入経費の2/3
- 金網柵…受益世帯3戸以上の共同設置であり、設置延長が200m以上であること。補助率：資材購入経費の4/5
- 防護柵…設置延長が100m以上であること。補助率：資材購入経費の2/3
- 防鳥ネット…クヌギ等萌芽林が0.1ha以上であること。補助率：資材購入経費の2/3

各事業に関する詳細については、下記までお問い合わせください。

必要に応じて職員が現地調査を行います。平成27年度林業事業計画（当初予算）については、10月31日（金）までに受付したものとさせていただきます。

森林の伐採には事前に許可や届出が必要です

森林を伐採する場合、90日から30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。伐採の種類によって手続きが異なりますので、下記により事前にお問い合わせください。

例：クヌギを伐採予定 → 市役所または各総合支所
マツ（保安林）を伐採予定 → 大分県東部振興局

【問合せ先】

林業水産課 林業係 ☎0978-72-5198
国見総合支所 地域産業建設課 ☎0978-82-1114
武蔵総合支所 地域産業建設課 ☎0978-68-1113
安岐総合支所 地域産業建設課 ☎0978-67-1116